

議案第46号

南風原町下水道条例の一部を改正する条例

南風原町下水道条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和7年9月10日提出

南風原町長 赤嶺正之

(提案理由)

災害その他非常の場合において、他の市町村長の指定を受けた者に排水設備等の工事を実施できるようにするため提案する。

南風原町下水道条例の一部を改正する条例

南風原町下水道条例（昭和60年南風原町条例第11号）の一部を次のように改正する。
第8条に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、町長が他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。